

令和2年5月4日
福岡県

令和2年度 学校の臨時休業の延長について（案）

1 県立学校について

- ① 既に5月7日、8日を臨時休業としているが、国の緊急事態宣言の延長を受け、臨時休業の期間を5月31日まで延長する。
- ② 国が学校教育活動の再開に向けての取組を進めることを示したことを受け、5月7日以降の一定期間（2週間程度）経過後においては、県全体及び各地区（福岡、北九州、筑後、筑豊）の感染状況を踏まえ、専門家の意見を聞いた上で、分散登校など段階的な教育活動の再開に向けた取組を実施することを目指す。

その場合、特別支援学校については、幼児児童生徒の状況や通学の状況等に鑑み慎重に判断するものとし、また、感染者又は濃厚接触者と新たに判断された職員や幼児児童生徒が在籍している学校においては、分散登校などは実施しない。

分散登校の形態（例）

- ・ 学年別登校（中3、小6、小1の優先）
- ・ 学級別登校
- ・ 1つの学級を分割して登校
- ・ 時差登校（登下校や休み時間の密集防止）

2 市町村立学校及び私立学校について

- ・ 県立学校に準じ、臨時休業及び段階的な教育活動の再開に向けた取組を実施されるよう協力を要請する。

3 その他

- ・ 分散登校などを行う場合には、手洗い、マスク、身体的距離の確保等による感染症対策を徹底するよう別途通知を行う。

※ なお、この方針は、今後の感染状況や国の緊急事態宣言に関する変更に応じ、適宜見直しを行うものとする。